

えせ同和行為排除啓発講演会実施要領
～あなたの職場は大丈夫？ えせ同和行為の排除に向けて～

1 開催趣旨

えせ同和行為は、部落差別（同和問題）の解決に寄与しているかのように装って、企業・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを要求する行為であり、その行為自体が排除されるべき性格のものであると同時に、部落差別（同和問題）について誤った認識を植え付け、偏見や差別を助長する要因となっており、部落差別（同和問題）の解決を阻害するものです。

当局では、これまでも関係機関と密接に連携しながら、えせ同和行為排除のための啓発活動に取り組んでおり、その活動の一環として標記講演会を実施してきたところですが、部落差別の解消の推進に関する法律が平成28年12月に施行されたことにより、同法の不知につけこんだ、えせ同和行為が発生するおそれも考えられるため、本年度も以下のとおり標記講演会を実施します。

2 内 容 別紙次第のとおり

3 日 時 令和5年7月26日（水）
午後2時15分から同4時45分まで（開場：午後1時45分）4 会 場 大手前合同庁舎1階 共用会議室1
（大阪市中央区大手前三丁目1番41号（大手前合同庁舎））

5 対 象 経済産業省近畿経済産業局所管「小売業・卸売業」関係企業の従事者等

6 参加費 無 料

7 主催者 大阪法務局

8 後 援 えせ同和行為対策関係機関連絡会

9 問合せ先 大阪法務局人権擁護部第三課（担当：登村、廣渡）
TEL 06-6942-9492
FAX 06-6943-7406

令和5年度えせ同和行為排除啓発講演会 次第

令和5年7月26日（水）
午後2時15分から同4時45分まで
於：大手前合同庁舎1階
共用会議室1（別添地図参照）

1 開 会

挨拶 大阪法務局人権擁護部長
連絡事項 大阪法務局人権擁護部第三課長

2 講 演 大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会
弁護士（未定）
演 題 「えせ同和行為等の対策（仮）」

～ 休 憩 ～

3 講 演 大阪府警察本部刑事部捜査第四課
管理官（未定）
演 題 「反社会的勢力等からの不当要求対策（仮）」

4 閉 会